

## NSRR の設工認申請と運転計画について

NSRR は耐震 C クラス建家の耐震工事以外の設工認申請に係る使用前検査に合格したことから、経過措置（\*）に基づき平成 30 年 4 月 25 日の原子力規制委員会において、許可から 2 年間、原子炉施設を運転することを妨げないとする経過措置の適用が認められ、平成 30 年 6 月に運転を再開している。

令和元年 9 月 25 日の第 31 回原子力規制委員会において、NSRR については、新規制基準対応として、廃棄物保管場所、照射物管理棟排気系統、外部消火栓、避雷針、管理区域外漏洩防止対策に係る設工認申請が追加が必要であることが報告された。

NSRR では、令和 2 年 2 月中旬に施設定期検査及び耐震 C クラス建家に関する使用前検査を完了させ同年 3 月に照射試験のための運転を計画している。追加が必要となる設工認申請については、12 月に申請する予定である。3 月に運転を再開するために、1 月に認可を頂き 2 月中旬に施設定期検査と合わせて使用前検査をお願いしたい。

一方、上記のスケジュールは、わずかな遅延により 3 月の運転再開を実現できなくなるリスクを伴うものである。

追加で設工認が必要な設備は、既設の設備であり、また、原子炉の安全性に影響を与えないことから、NSRR は現在の状態においても原子炉を運転するに十分な安全性を確保していると考える。

追加の設工認申請に関わる使用前検査の完了が運転再開に間に合わなくなるリスクが考えられ、仮にそれが顕在化しそうな状況に至った場合には、上記の経過措置期限の延長等のご対応も視野に入れて頂けないかご考慮をお願いしたい。

\*経過措置：「S クラスに属する施設を有しない試験研究用等原子炉施設に関する「核燃料施設等における新規制基準の適用の考え方」の見直しについて」（平成 28 年 12 月 21 日 原子力規制庁）